

総合教育会議及び教育行政の大綱について

1 教育委員会制度改革の趣旨・経緯について

教育の政治的中立性、継続性・安定性を確保しつつ、地方教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築、地方公共団体の長との連携の強化を図るとともに、地方に対する国の関与の見直しを図るため、地方教育行政制度の改革を行った。

この制度改革にあたり、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部が改正され、平成26年6月20日に公布、平成27年4月1日から施行された。

2 教育委員会制度改革のポイント

- (1) 教育委員長と教育長を一本化した新「教育長」の設置
- (2) 教育長へのチェック機能の強化と会議の透明化
- (3) すべての地方公共団体に「総合教育会議」を設置
- (4) 教育に関する「大綱」を首長が策定

3 総合教育会議について

(1) 設置の趣旨

市長と教育委員会が相互の連携を図りつつ、地域の民意を反映した教育行政を推進していくための対等な執行機関同士の協議及び調整の場として、改正地方教育行政法により設定された。

(2) 協議・調整事項

- ・ 教育行政の大綱の策定
- ・ 教育を行うための諸条件整備、地域の実情に応じた教育、学術及び文化振興のために重点的に講じる施策
- ・ 児童や生徒等の生命・身体への被害、あるいは被害が及ぶ恐れがある場合の緊急措置

4 教育行政の大綱について

- ・ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、市長は地域の実情に応じた教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱を定めることとされた。
- ・ 大綱の策定や変更を行う場合は、あらかじめ「総合教育会議」において協議する。

(参考)

- ・ 市長が総合教育会議において教育委員会と協議・調整し、「三田市教育振興基本計画」※をもって大綱に代えることと判断した場合は、別途、大綱を策定する必要はない。
- ・ 大綱が対象とする期間については、市長の任期（4年）や、三田市教育振興基本計画の対象期間（5年）を鑑みて、4年から5年程度を想定している。

※三田市教育振興基本計画について

- ・ 国、地方公共団体のそれぞれが教育に関する基本的な方針を決定（教育基本法第17条）
- ・ 三田市では平成24年度から28年度までの5か年計画を策定